

欧米主要国における最近の税制改革の動向

岩崎 浩太郎

I. はじめに

近年の先進国の税制を取り巻く状況を概観すると、経済のグローバル化や政治状況が諸外国の税制のあり方に大きな影響を与える中で、特に「財政再建」と「格差の是正」の2つが重要な課題となっている。

まず「財政再建」について、2005年に成立したドイツ・メルケル政権は、選挙中から財政再建を実現することを公約としており、2007年に付加価値税の標準税率を引き上げる(16%→19%)とともに、付加価値税が逆進的な効果を持つことへの対応として、所得税の最高税率を42%から45%に引き上げる改革を行った。その結果、この年に財政黒字化を達成し、財政再建に一定の目処がついたことから、2008年の法人税改革において、課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を約39%から約30%へと引き下げた。更に、2009年には「投資所得一元課税制度」を導入し、利子、配当及び株式の譲渡益には全て税率25%の源泉分離課税を行うこととした。この改正は、これまで課税されてこなかった有価証券の譲渡益に課税がなされることで課税ベースを広げつつ、足の速い金融所得を分離課税とすることで資源配分の効率性にも資するものであった。

2010年5月に発足したイギリス・キャメロン政権においても、リーマンショックから欧州を中心としたソブリン危機に世界経済危機の様相が変わっていく中、イギリス経済最大のリスクは財政への信認の喪失と金利の急騰であるとの考えの下、財政健全化が政権の最重要課題に位置づけられた。この目標を達成するため、付加価値税の標準税率の引上げ(17.5%→20%)が行われる一方、国際競争力強化のため、銀行負担税の導入や課税ベースの拡大等を財源として、法人税率が段階的に20%まで引き下げられることとなった。こうした政策の方向性は国内の支持を得、2015年5月の総選挙においてキャメロン首相率いる保守党が単独過半数を得ることとなった。法人税については、その後も課税ベースの拡大等を財源に、2020年までに17%まで税率の引下げが行われる予定となっている。

もう一つの課題である「格差の是正」については、グローバル化の進展等により、多くの先進国において格差の拡大が進行していたが、特にリーマンショック後の失業拡大は、多くの失業者を生み、格差の拡大に一層拍車がかかった。このような中で、オバマ政権は「2012年米国納税者救済法」により、富裕層に対するブッシュ政権時代の減税措置を廃止し、所得45万ドル超の世帯に対する所得税率の引上げ

(35→39.6%)や遺産税率の引上げ(35→40%)等を実施した。その後も、野党の反対により未だ合意にはいたっていないが、富裕層の実質的な所得税負担率を少なくとも30%程度とする「バフェット・ルール」の導入や、遺産税率の引上げ(40→45%)、キャピタルゲイン税率の引上げ(23.8%→28%)など更なる格差是正策が提案されている。他方、今年11月に予定されている大統領選において共和党に政権が交代した場合には、こうした格差の是正に向けた動向に変化がありうる。

フランスにおいても、2012年5月に発足したオランド大統領は、選挙中から「大企業・高所得者への増税」による富の再分配を訴え、2013年予算法において、高所得者に最高75%の所得税を課すいわゆる「75%課税」(後に、憲法院が違憲判決を下し削除)をはじめ、所得税の最高税率引上げ(41→45%)及び相続税の最高税率の引上げ(40→45%)、金融所得を総合課税に組み入れ累進課税化、更には純資産130万ユーロ超世帯への富裕税の税率引上げ(0.5%→1.5%)を実施するなど、富裕層・大企業の税負担を加重する多くの措置が講じられている。

また、政府の「格差の是正」に向けた取組に対する各国の納税者の目が厳しくなる中で、世界的に活動する多国籍企業が相応の税負担をしていないという不満は、国際課税ルールを見直す動きにも発展し、2012年のロスカボス・サミットでは、G20首脳が行きすぎた節税(租税回避)による不公平は正すべきとし、「BEPS(税源浸食と利益移転)」を防止する必要性を再確認した。翌年2013年には、OECD租税委員会が「BEPS行動計画」を公表し、「OECD・G20 BEPSプロジェクト」が始動し、2015年10月に最終報告書がとりまとめられ、国際課税ルールの全面的な見直しの実施が始まっているところである。イギリスでは、2015年4月から、多国籍企業がイギリス国内での課税を回避することを主な目的として国外に利益を移転する行為に対して懲罰的な課税を行う「迂回利益税」を、2017年4月から、多国籍企業がその支払利子を損金算入することを制限する「固定比率ルール」を導入するなど、様々な租税回避対策の強化が行われている。

以上のような諸外国の税制改革の潮流の中で、以下、欧米主要国における直近の動向(2016年6月現在)を概観する。

II. アメリカ

I. 最近の税制改正等を巡る状況

1. 政治

2012年11月6日に実施された大統領選挙及び上下両院選挙において、オバマ大統領が再選を果たした一方、議会では上院・下院の多数派が異なる「ねじれ」の状態が継続していた。その後、2014年11月4日に中間選挙が実施された結果、議会は上下両院ともに共和党が多数派を占めることとなったが、上院における共和党の議席数は54議席であり、大統領拒否権を覆すための67議席には達しておらず、引き続き難しい政治情勢となっている。次期大統領選は本年11月8日に行われる予定。

連邦議会上下院の議席数（2016年4月19日現在）

	連邦議会下院 (435議席) ※欠員1議席	連邦議会上院 (100議席) ※独立系2議席
民主党	188議席	44議席
共和党	246議席	54議席

2. 経済

2015年の経済情勢については、実質GDP成長率は前年比2.4%となり、米国経済は全体として引き続き緩やかに回復した。その主な内訳としては、2009年以降の景気回復をけん引してきた個人消費が前年比+3.1%増と力強い伸びとなったほか、民間設備投資は前年比+2.8%増、民間住宅投資は前年比+8.9%増と引き続き増加した。国際収支をみると、貿易・サービス収支は▲5,398億ドルと前年よりも赤字幅が拡大し、経常収支全体でも、▲4,841億ドルと前年よりも赤字幅が拡大した。雇用情勢では、失業率は通年平均で5.3%と、前年(6.2%)から改善が続いている。総合の消費者物価指数上昇率は、前年比+0.1%となった。

また、2016年2月9日にオバマ大統領が公表した「2017年度大統領予算教書」の経済見通しによると、経済成長については、2016年の実質GDP成長率は2.6%、失業率は4.7%と見込まれている。

(単位：名目GDPは10億ドル、その他の項目は%)

暦年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
名目GDP	17,948	18,669	19,510	20,345	21,237	22,155	23,121	24,128
名目成長率	3.5	4.0	4.5	4.3	4.4	4.3	4.4	4.4
実質成長率	2.4	2.6	2.6	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3
CPI上昇率	0.1	1.5	2.1	2.1	2.3	2.2	2.3	2.3
失業率	5.3	4.7	4.5	4.6	4.6	4.7	4.7	4.8
長期金利	2.1	2.9	3.5	3.9	4.1	4.2	4.2	4.2

※2017年度大統領予算教書による見通し。

3. 財政

2017年度大統領予算教書によると、2016年度(2015年10月～2016年9月)は、歳入が約3兆3,355億ドル(対GDP比18.1%)、歳出が約3兆9,513億ドル(対GDP比21.4%)となり、前年度比では歳入が約856億ドル増、歳出が約2,630億ドル増となることにより、財政収支は約▲6,158億ドル(対GDP比▲3.3%)となる見通しが示されている。

また、2017年度(2016年10月～2017年9月)は、予算教書において提案された施策の実施を前提として、歳入が約3兆6,437億ドル(対GDP比18.9%)、歳出が約4兆1,472億ドル(対GDP比21.5%)となり、前年度比では歳入が約3,082億ドル増、

(単位：億ドル、%)

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
歳入	32,499	33,355	36,437	38,986	40,951	43,457
歳出	36,883	39,513	41,472	43,522	46,443	48,798
財政収支	▲4,384	▲6,158	▲5,035	▲4,536	▲5,493	▲5,341
対GDP比	▲2.5	▲3.3	▲2.6	▲2.3	▲2.6	▲2.4

※2017年度大統領予算教書による見通し。

歳出が約1,959億ドル増となることにより、財政収支は約▲5,035億ドル(対GDP比▲2.6%)となり、財政赤字は比較的低水準で推移する見通し。

4. 税制

「財政の崖」の回避を目的とした2012年米国納税者救済法が2013年1月に成立して以降、オバマ大統領・民主党と共和党の政策面での対立が続いている。税制面では、2013年末に適用期限が到来していた各種優遇措置(時限措置)の大半について漸次的にその適用期限を1年間延長する2014年増税防止法(Tax Increase Prevention Act of 2014)が2014年12月に成立したこと、及び2014年末に適用期限が到来していた各種優遇措置(時限措置)の大半について漸次的にその適用期限を1年間延長し、一部を恒久化する2015年増税防止法(The Protecting Americans from Tax Hikes Act of 2015)が2015年12月に成立したこと等を除き、2016年5月現在において、大規模な税制改正は見られない。

II. 2017年度予算教書における税制改革案

2016年2月9日、オバマ大統領は、取り組むべき政策及び

今後10年間の財政見通しを示す「2017年度大統領予算教書」を公表した。本予算教書における主な税制改正の提案（注）は以下の通り。

（注）税制改正提案の具体的な内容は、主に予算教書と同時に公表される財務省解説に基づく。

1. 増税措置

(1) 富裕層増税

- 適格配当及び長期キャピタルゲインに係る最高税率の引上げ（10年間で2,352億ドルの増収）

適格配当及び長期キャピタルゲインに係る現行の最高税率20%（オバマケア関連税3.8%を含めた場合、23.8%）を24.2%（同28%）に引き上げる。

- 項目別控除等の制限（10年間で6,455億ドルの増収）

現行の所得税率ブラケットは10・15・25・28・33・35・39.6%であるところ、33%以上の限界税率が適用される高額所得者の項目別控除（実額控除）等による税負担軽減効果を28%に制限する。例えば、35%の税率が適用される場合の本提案による税負担軽減効果の制限のイメージは以下の通り（説明の便宜上、累進構造等は考慮していない）：

【通常の計算イメージ】

（所得200－項目別控除100）×税率35%＝税額35

【提案の計算イメージ】

（所得200×税率35%）－（項目別控除100×28%）＝税額42

- 「公正負担税」（バフェット・ルール）の導入（10年間で375億ドルの増収）

現行の所得税の最高税率は39.6%であるが、一部の富裕層の実際の所得税負担率は様々な控除や税制上の優遇措置の利用によって非常に低くなっているとの問題意識から、所得100万ドル（約1.2億円）以上の富裕層に対して、実質的な所得税負担率が少なくとも30%程度となるよう新たな「公平負担税」を課す（いわゆる「バフェット・ルール」）。

(2) 遺産税等の見直し

- 遺産税等の税率及び課税最低限の2009年水準への引き戻し等（10年間で2,018億ドルの増収）

遺産税等については、最高税率40%、課税最低限545万ドル（2016年適用分）となっているところ、税率及び基礎控除を2009年の水準へ引き戻す（すなわち、最高税率を45%、遺産税及び世代飛越移転税の基礎控除を350万ドル、贈与税の基礎控除を100万ドルとする）。

（参考）「世代飛越移転税」は、遺産税を補完するため、孫世代への財産移転に対して課される税。

(3) 巨大金融機関への課税強化

- 金融機関負担金の創設（10年間で1,114億ドルの増収）

資産総額500億ドル以上の金融機関に対して、資産総額から自己資本等を差し引いた額の0.07%の「金融機関負担金（Financial Fee）」を課す。

(4) 税法上のループホール（抜け穴）の手当て

- 役務提供により取得したパートナーシップの持分に係る分配収益の課税方法の変更（10年間で193億ドルの増収）

現行法においては、パートナーシップの損益はその所得の性質を維持したまま各パートナーにパススルーされ、各パートナー段階で所得課税を受けることとなる（すなわち、例えばパートナーシップが長期キャピタルゲインを稼得した場合、当該収益は各パートナーの持ち分に応じて配分され、長期キャピタルゲインとして申告することとなる）。また、パートナーは、現金や資産の拠出の他に、役務提供によりパートナーシップの持分を取得することが可能となっている。そのため、特に投資パートナーシップ等において、パートナー（ヘッジファンドマネージャー等）の役務提供により発生した所得の分配額が、総合課税を受ける通常所得ではなく、軽減税率が適用されるキャピタルゲインとして取り扱われることにより、税負担が軽減される結果となっているため、このような一定の所得について、パートナーシップ段階での所得の性質に関わらず、通常所得として総合課税を行う。（注）

（注）現行法上、通常所得及び短期キャピタルゲインは総合課税（10～39.6%の累進税率で課税）、長期キャピタルゲインは段階的課税（分離課税：通常所得の金額等に応じて0%、15%、20%の税率で課税）とされている。

(5) 環境に優しい経済の創造のための財源確保

- 石油手数料の導入（10年間で3,191億ドルの増収）

国産及び輸入石油製品について、石油会社に対して原油1バレルあたり10.25ドルの手数料を課す。

※本措置による収収は、21世紀のための環境に優しい輸送基幹システムの構築に係る財源等に充当される。

2. 減税措置

(1) 個人・世帯向け減税措置

- 子のない労働者向けの勤労所得税額控除の拡充（10年間で614億ドルの減収）

税額控除額の上限を約2倍に引き上げ（現行：約511ドル→1,022ドル）、また納税者の年齢制限を緩和する（現行：25歳～64歳→21歳～66歳）。

- 児童養育費税額控除の拡充（10年間で398億ドルの減収）

現在、夫婦が共働き又は求職中等のため、家庭内の適格扶養親族（13歳未満の扶養親族又は同居中の身体もしくは精神に障害を有する配偶者・扶養親族）が育児サービス等を受けることが必要な場合、当該育児サービス等に要した費用（上限：子1人の場合、3,000ドル、子2人以上の場合、6,000ドル）の一定割合（35%、所得に応じ一定割合で通減し、20%で打ち止め）の税額控除が認められているところ、5歳未満の子供に関しては、対象となる費用の上限額を6,000ドル（子2人以上の場合、

12,000ドル)に引き上げた上、控除率を35%から50%に引き上げる。

- 共働き世帯向けの税額控除の導入（10年間で870億ドルの減収）

夫婦合算申告を行う共働き世帯に対して、第二稼得者の勤労所得の10,000ドルまでの部分につき、5%の税額控除を新設する。控除率は、調整総所得が120,000ドルを超える場合、10,000ドル超過する毎に0.5%ずつ減減する。

3. 歳入中立の法人税改革案

(1) 法人税率の引下げ

- 法人税率の引下げ（増減収額は明示されず）

連邦法人税の基本税率を現行の35%から28%に引き下げる。

(2) 雇用創出及び試験研究等の拡大のための措置

- 試験研究費税額控除の拡充及び簡素化等（10年間で272億ドルの減収）

試験研究費税額控除制度における税額控除額の計算において、簡便法による税額控除割合を14%から18%に引

き上げる。

(3) 国際課税の強化

- 外国子会社が毎年稼得した国外所得の累積に対する一度限りの14%の課税（10年間で2,994億ドルの増収）

2016年末までに外国子会社が毎年稼得した国外所得の累積（米国から見た場合、課税が繰り返されている所得の累積）に対して、14%の税率で一度限りの課税を行う。なお、本措置による課税を受けた所得は、追加的な課税を受けることなく、当該所得を米国へ還流することができる。

- 外国子会社等が稼得する国外所得に対する19%のミニマム税の導入（10年間で3,504億ドルの増収）

外国子会社等の所在地国における国外所得の合計からACE（株式控除：Allowance for Corporate Equity）を引いたものを課税ベースとして、「19% - 当該外国子会社等の所在地国における実効税率（国外所得に対する実質的な税負担）の85%」の税率のミニマム税を課す。

（備考）邦貨換算レートは1ドル=123円（基準外国為替相場：平成28年1月適用）。

2017年度予算案における主な税制措置の一覧

10年間で総計約2兆7,752億ドル（約341兆円）の増収

項目名	10年間の増減収規模 （▲は減収）
I ミドルクラス・労働促進のための改革	▲2,456億ドル（▲30.2兆円）
1 子のない労働者向けの勤労所得税額控除の拡充	▲614億ドル（▲7.6兆円）
2 児童養育費税額控除の拡充	▲398億ドル（▲4.9兆円）
3 共働き世帯向けの税額控除の導入	▲870億ドル（▲10.7兆円）
4 その他	▲1,357億ドル（▲16.7兆円）
II 退職給付及び医療給付の見直し	▲214億ドル（▲2.6兆円）
III 富裕層増税・金融機関への課税	10,297億ドル（126.7兆円）
1 キャピタルゲイン課税の見直し	2,352億ドル（28.9兆円）
2 項目別控除等の制限	6,455億ドル（79.4兆円）
3 「公正負担税」（バフェット・ルール）の導入	375億ドル（4.6兆円）
4 金融機関への課税	1,114億ドル（13.7兆円）
IV 税法上の抜け穴の防止	3,453億ドル（42.5兆円）
1 役務提供により取得したパートナーシップの持分に係る分配収益の課税方法の変更	193億ドル（2.4兆円）
2 その他	3,260億ドル（40.1兆円）
V 遺産税等の見直し	2,263億ドル（27.8兆円）
1 税率及び課税最低限等の2009年水準への引き戻し	2,018億ドル（24.8兆円）
2 その他	245億ドル（3.0兆円）
VI その他の歳入に係る改正措置等	5,206億ドル（64.0兆円）
1 石油手数料の導入	3,191億ドル（39.2兆円）
2 その他	2,015億ドル（24.8兆円）
VII タックスギャップの縮小・改正	822億ドル（10.1兆円）
VIII 税制の簡素化	▲118億ドル（▲1.5兆円）
IX 内陸水路信託基金の手数料引上げ	▲13億ドル（▲0.2兆円）

（注）上記表中では主な項目を記載している。

（備考）邦貨換算レート：1ドル=123円。なお、金額の合計は四捨五入の関係上、必ずしも一致しない。

歳入中立の法人税改革案における税制措置の一覧

※法人税率引下げによる減収額は含まれていない。

項目名	10年間の増減収規模 (▲は減収)
I 法人税率の引下げ (35%→28%)	-
II 国際課税の見直し	4,840億ドル (59.5兆円)
1 外国子会社等が稼得する国外所得に対する19%のミニマム税の導入	3,504億ドル (43.1兆円)
2 外国子会社が毎年稼得した国外所得の累積に対する一度限りの14%の課税 (別途Xに記載あり)	-
3 その他	1,336億ドル (16.4兆円)
III 小事業向けの簡素化及び優遇措置	▲475億ドル (▲5.8兆円)
IV 雇用創出及び試験研究等に向けたインセンティブ措置	▲891億ドル (▲11.0兆円)
1 試験研究費税額控除の挿入	▲272億ドル (▲3.3兆円)
2 その他	▲619億ドル (▲7.6兆円)
V 地域発展のためのインセンティブ措置	▲149億ドル (▲1.8兆円)
VI インフラ投資のためのインセンティブ措置	▲93億ドル (▲1.1兆円)
VII 化石燃料関係優遇措置の廃止	382億ドル (4.7兆円)
VIII 金融・保険商品に係る取扱いの見直し	347億ドル (4.3兆円)
IX その他の歳入に係る改正措置及び税法上の抜け穴の防止	1,531億ドル (18.8兆円)
X 外国子会社が毎年稼得した国外所得の累積に対する一度限りの14%の課税	2,994億ドル (36.8兆円)

(注) 法人税改革案による増減収額は、歳入中立で課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることから、2017年度の予算案の見積額には反映されておらず、財政赤字削減目標達成にも影響しない。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=123円。なお、金額の合計は四捨五入の関係上、必ずしも一致しない。

III. イギリス

I. 最近の税制改革を巡る状況

1. 政治

2010年に成立したキャメロン保守連立政権にとって初めての総選挙が2015年5月に行われた。選挙前には、保守党・労働党とも少数政党と連立を組まなければ政権を維持・獲得することはできないと見込まれ、二大政党制の終わりとも評されていたが、ふたを開けてみれば、保守党が単独過半数を獲得し、単独政権を樹立することとなった。他方、最大野党である労働党は伸び悩み、また、連立与党である自由民主党は大きく議席を減らす中、スコットランドの独立を求めるスコットランド国民党 (SNP) が大きく躍進した。

2. 経済

2015年11月の秋季財政演説での経済見通しでは今後5年間の経済成長率 (平均) を2.4%としていたが、2016年3月予算での経済見通しでは、英国の潜在的な生産性向上に関する見積もりを下方修正し、今後5年間の経済成長率 (平均) を2.1%とした。

2016年3月時点での見通しに関するリスクとしては、金融市場やコモディティ市場におけるボラティリティの拡大、中国経済のより低い経済成長、為替レート的大幅な下落の可能性、EU国民投票のビジネスや消費者の信頼性や資産市場・金融市場の行動への影響が挙げられている。

3. 財政

2010年財政健全化計画 (2010年緊急予算) において、財政健全化の指標として、①5年の見通し期間内で構造的経常財政収支の対GDP比を黒字化すること、②2015年度までに純債

【図1：政党別の上下院議席数】

		保守党	労働党	自由民主党	SNP	無所属	その他	合計
下院 (庶民院)	選挙前	302	256	56	6	5	25	650
	選挙後	330	229	8	54	5	24	650
上院 (貴族院)	-	247	211	109	-	175	65	807

※下院 (選挙後) 及び上院の議席数は、2016年5月時点のもの。

【図2：GDP成長率の見通し】

(単位：%)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	5年間の平均
2016年3月時点での見通し	2.0	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1
2015年11月時点での見通し	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.4

務残高対GDP比を減少させること、が掲げられていた。

他方、2015年財政健全化計画（2015年夏予算）では、財政健全化の新たな指標として、①2019年度までに財政収支を黒字化し、2020年度以降も財政黒字を継続すること、②純債務残高の対GDP比を毎年度減少させること、が掲げられた。

この点につき2016年3月時点での経済財政見通しによれば、財政健全化策等により、2019年度には財政収支の黒字化を達成し、純債務残高の対GDP比は、2016年度から2019年度まで毎年低下し、2019年度に77.2%に達する見込みである。

【図3：財政に係る諸指標の推移】

[対GDP比]

(単位：%)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
財政収支	▲2.9	▲1.9	▲1.0	0.5	0.5
純債務残高	82.6	81.3	79.9	77.2	74.7

※数値は2016年3月予算に掲載されたもの。

II. 税制改正に係る動き

1. 概要

2016年3月に、政府は2016年予算を公表した。本予算は、次世代を第一（"next generation first"）とし、不確実性の高い時期に、世界経済の悪化に立ち向かう中で、勤労世代に対して安全を与えるものであるとし、財政健全化を行うこととしている。また、イギリスは、本年、記録的な雇用水準の高さとともに他のG7諸国よりも速い経済成長を見込んでいるものの、生産性の向上は弱いため、長期的な問題（サプライサイド）に対する長期的な解決策を講じ、教育や建物、インフラ、次世代の貯蓄に対する支援のための投資を行うこととしている。

【図4：2016年3月予算における増減収見込み】

(単位：10億ポンド)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
歳出カット	▲0.4	▲0.6	▲0.5	7.6	3.3
税収増	0.6	▲7.0	▲4.3	6.3	0.8
合計	0.3	▲7.6	▲4.8	13.9	4.2

※予算額のプラスは財政収支の好転（黒字化）、マイナスは財政収支の悪化を示す。

2. 主な税制関係の改正事項

※【 】内は当該措置による増減収見込み額。

所得税関係 【2016～2020年度計：▲149億ポンド（▲約2.8兆円）】

- 基礎控除を2015年度の10,600ポンド（約198万円）から、2017年4月に11,500ポンド（約215万円）に引上げ。
※2015年7月に公表した予算案では、2015年度の10,600ポンドから、2016年4月に11,000ポンド、2017年4月に11,200ポンドに引き上げることとしていたが、2016年予算では、2017年の引上げ幅を拡大したものの。
- 40%の税率が適用される所得額を現行42,385ポンド～（約793万円）から、2017年4月に45,000ポンド～（約842万円）に引上げ。
※イギリスの所得税率は、20%、40%、45%の3段階。
2015年7月の夏予算では、2015年度の42,385ポンド～から、2016年4月に43,000ポンド～、2017年4月に43,600ポンド～に引き上げることとしていたが、2016年予算では、2017年の引上げ幅を拡大したものの。
- 2016年4月より、譲渡所得課税の税率を18%、28%から10%、20%に引下げ。（ただし、居住用資産と成功報酬（carried interest）については、引き続き18%、28%を適用する。）
- 2017年4月より、ISAの限度額を、現行15,240ポンドから20,000ポンドに引き上げるとともに、40歳未満の成人に対して、毎年4,000ポンドまで貯蓄でき、更に貯蓄額の25%のボーナスが政府から支給される生涯ISA（"Lifetime ISA"）を導入
※区分上は歳出関連措置 等

法人税関係 【2016～2020年度計：79億ポンド（約1.5兆円）】

- 法人税率について、現行20%から、2020年4月に17%に引下げ。
※2015年7月の夏予算案では、現行の20%から、2017年4月に19%、2020年4月に18%に引き下げることとしていたが、2016年予算では2020年の引下げ幅を拡大したものの。
- 2017年4月より、利子損金算入制限における「固定比率ルール」を導入し、多国籍企業がその支払利子を損金算入することを制限（BEPS関連措置）。 等

その他 【2016～2020年度計：35億ポンド（約0.7兆円）】

- 2017年4月より、事業用資産に対する固定資産税について、中小企業に対する軽減措置を拡充。
- 2018年4月より、子供の肥満対策の観点から、飲料メーカーが加糖飲料の販売を減らすインセンティブとして、飲料業界に対する課徴金（“soft drinks industry levy”）を導入。

3. その他（2015年7月予算）

英国政府予算案は例年3月に公表されるが、2015年は、同年5月に行われた総選挙での保守党単独政権の成立を踏まえて、「2015年夏予算」が公表されたことから、その主な内容を紹介する。

所得税関係 【2015～2020年度計：▲55億ポンド（▲約1兆285億円）】

- 基礎控除の拡大、所得税のブラケットの適用限度額の拡大（詳細上述）
- 2016年4月より、配当に係る「部分インピュテーション方式」を廃止し、5,000ポンド（約94万円）の配当控除を導入。
※イギリスの「部分インピュテーション方式」は、受取配当にその1/9を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の1/9を控除する方式。等

法人税関係 【2015～2020年度計：▲41億ポンド（▲約7,667億円）】

- 法人税率について、2015年の20%から、2017年に19%、2020年に18%に引下げ。
- 恒久的な年次投資償却の上限額を、2015年の25,000ポンド（約468万円）から、2016年に200,000ポンド（約3,740万円）まで拡大。
※年次投資償却とは、機械設備投資を行った場合に、一定限度額までは即時償却を可能とするもの。年次投資償却の上限額は、2015年12月まで時限的に500,000ポンド（約9,350万円）に引き上げられているが、この時限措置が終了の後、2016年1月より恒久的な上限額の200,000ポンドが適用される。
- 2016年より、銀行部門の利益に対して新たに8%課税するとともに、銀行税の税率を、2015年の0.21%から、2021年に0.1%まで段階的に引下げ。
※2011年1月より、銀行のバランスシートを課税対象とした銀行税が導入されている。等

その他 【2015～2020年度計：387億ポンド（約7兆2,369億円）】

- 相続税について、住宅を相続する場合の追加的な基礎控除を2017年に新設し、100,000ポンド（約1,870万円）（2017年）から、175,000ポンド（約3,273万円）（2020年）に段階的に拡大。
※現行の相続税の基礎控除は、325,000ポンド（約6,078万

円）。

- 課税逃れ対策として、常習的に違法な租税回避スキームを使用している者の名前を公表することを検討するとともに、英国歳入関税庁の予算を強化することで税収を確保。等

IV. ドイツ

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

(1) 連邦議会選挙について

ドイツでは2013年9月に4年に一度の連邦議会選挙が行われ、メルケル首相率いる与党キリスト教民主/社会同盟（CDU/CSU）が大勝し、旧野党である社会民主党（SPD）との大連立政権を樹立、2005年以降3期目となるメルケル政権が発足した。選挙前のマニフェストでは、CDU/CSUは増税をせずに財政健全化政策を維持することを掲げていたが、2015年予算において、当初予算ベースでは1969年以来46年ぶりの均衡財政を達成し、2016年予算でも、新規の国債発行をせずに歳出と歳入の均衡が達成された。次回の連邦議会選挙は2017年を予定している。

これまでの大連立政権の主な成果としては以下が挙げられる。

- ・55年間保険料を納付した人への63歳からの年金導入、母親年金・病気退職時の年金の増額（2014年6月法案成立、同7月施行）。
- ・全国一律の8.5ユーロの法定最低賃金導入（2014年7月法案成立、2015年1月より施行）。
- ・公務員の管理職や、民間企業の監査委員会に一定の女性比率を義務化する「女性クォータ制」導入（2015年3月導入法案成立。2016年1月より施行）。
- ・CSU主導により、自家用車への高速道路料金（Pkw-Maut）導入法案成立（2015年6月導入法案成立。EU法との整合性につき現在審議中）。

(2) 各州議会選挙の動向

連邦参議院議員は各州政府の代表者で構成されており、連邦参議院における議席数には各州政府における与野党の勢力図が反映されることから、以下では各州議会選挙の動向について述べる。

2016年3月13日、バーデン・ヴュルテンベルク州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン・アンハルト州の3州において州議会選挙を実施。メルケル首相の難民問題への対応の是非が最大の争点となった。一昨年初めて州議会で議席を得たEU懐疑派「ドイツのための選択肢（AfD）」は、難民流入を追い風にして3州すべてで10～20%以上の票を獲得し躍進。AfDへの支持率は3州とも失業者、労働者層で高く、ザクセン・アンハルトでは失業者の36%、労働者の35%が同党

に投票した。一方、メルケル首相率いるCDUは3州ともに議席を減らしたものの、メルケル首相が直ちに窮地に追い込まれるという見方は成り立たない。ただ、3州すべてで現在の連立は過半数を失っており、新たな連立交渉は困難なものとなる見通し。難民問題が長引きAfDの高い支持率が続く場合、国政レベルでも連立政権の選択肢が狭まる懸念があるとされる。

バーデン・ヴュルテンベルク州では、前回の2011年選挙において、直前に起きた福島原発事故を追い風として得票率を倍増させ、CDUに次ぐ2位に浮上した緑の党からドイツ初の党州首相が誕生していた。このため、緑の党クレッチュマン政権の業績や姿勢次第では今回の選挙で大敗する見込みもあったが、実際には得票率を30.3%へと高め、CDU（前回から12.0ポイント減の27.0%）を抜いて第1党に躍進。独自動車産業の中心地であるシュトゥットガルトを背景に、産業重視の柔軟な政策を打ち出すなどして州内の幅広い支持を獲得した点がこの理由として挙げられる。一方、SPDは大幅に議席を減少させた。AfDは初めて議席を確保し、23議席を得ている。

ラインラント・プファルツ州のSPDも、バーデン・ヴュルテンベルク州の緑の党と同じ構図でCDUに勝利し、第1党の地位を堅持した。SPDのドライバー州首相はメルケル首相の難民政策を明確に支持。CDUのクレックナー州首相候補はメルケル首相との一体性を強調する一方で難民受け入れの制限を主張しており、軸足がぶれていた。他方、緑の党は大幅に議席を減らした。また、FDPとAfDは初めて議席を確保している。

ザクセン・アンハルト州ではAfDと左翼党の得票率が合わせて40.5%に達した一方、これまで同州の政権を担ってきたCDUとSPDの得票率が計54.0%から40.4%へと大幅に低下。過半数議席に裏打ちされた政権を樹立するため、緑の党も含めた3党が連立を組む形となっているが、3党の合計議席数は過半数ラインである44をわずかに上回る46にとどまっている。

各州における投票率は、バーデン・ヴュルテンベルク州で70.4%（前回：66.2%）、ラインラント・プファルツ州で70.4%（前回：61.8%）、ザクセン・アンハルト州において61.1%（前回：51.2%）と、3州ともに前回（2011年）の投票率を大きく上回った。

2. 経済

2016年4月のIMF World Economic Outlookによれば、2015年の実質GDP成長率は1.5%、2016年は1.5%、2017年では1.6%となっており、引き続き着実な成長が予想されている。

ドイツでは、ユーロ圏各国の経済が停滞する中、堅調な消費及び外需を背景にプラス成長を維持。失業率は4%台とユーロ圏内では低い水準であり、インフレ率は原油価格下落の影響を受けて、他のユーロ圏諸国同様低下傾向にある。また、GDP比8%を超える経常収支黒字を達成しており、IMFや欧州委より、EU域内のバランスの観点から内需拡大を通じた経常収支黒字の縮小が課題であると指摘されている。ドイツはEUの定める一般政府財政収支目標（対GDP比▲3%以内）を達成済み。財政収支は2012年以降黒字化しており、公的債務残高対GDP比は減少が続いている。

バーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙結果（2016年3月13日実施）

	緑の党 (Grüne)	キリスト教民主同盟 (CDU)	EU懐疑派 (AfD)	社会民主党 (SPD)	自由民主党 (FDP)
獲得議席数 ()内は増減数	47 (+11)	42 (-18)	23 (+23)	19 (-16)	12 (+5)
得票率	30.3	27.0	15.1	12.7	8.3

ラインラント・プファルツ州議会選挙結果（2016年3月13日実施）

	社会民主党 (SPD)	自由民主党 (FDP)	緑の党 (Grüne)	キリスト教民主同盟 (CDU)	EU懐疑派 (AfD)
獲得議席数 ()内は増減数	39 (-3)	7 (+7)	6 (-12)	35 (-6)	14 (+14)
得票率	36.2	6.2	5.3	31.8	12.6

ザクセン・アンハルト州議会選挙結果（2016年3月13日実施）

	キリスト教民主同盟 (CDU)	社会民主党 (SPD)	緑の党 (Grüne)	EU懐疑派 (AfD)	左翼党 (Die Linke)
獲得議席数 ()内は増減数	30 (-11)	11 (-15)	5 (-4)	25 (+25)	16 (-13)
得票率	29.8	10.6	5.2	24.3	16.3

（注）太枠は、州議会における与党。

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016E	2017E
GDP成長率	▲5.6%	3.9%	3.7%	0.6%	0.4%	1.6%	1.5%	1.5%	1.6%
インフレ率	0.2%	1.1%	2.5%	2.1%	1.6%	0.8%	0.1%	0.5%	1.4%
失業率	7.7%	6.9%	5.9%	5.4%	5.2%	5.0%	4.6%	4.6%	4.8%
経常収支*	5.7%	5.6%	6.1%	7.0%	6.8%	7.3%	8.5%	8.4%	8.0%
財政収支*	▲3.0%	▲4.1%	▲0.9%	0.1%	0.1%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
基礎的財政収支*	▲0.6%	▲1.9%	1.2%	2.0%	1.8%	1.7%	1.9%	1.1%	0.9%
構造的財政収支*	▲0.9%	▲2.2%	▲1.3%	0%	0.4%	0.7%	0.7%	0.1%	▲0.2%
公的債務残高*	72.5%	81.0%	78.4%	79.7%	77.4%	74.9%	71.0%	68.2%	65.9%

(出典) IMF World Economic Outlook (2016年4月)

※ともに対GDP比。

3. 財政

(1) 2016年予算の概要

ドイツは、2015年予算(2014年12月成立)において、当初予算ベースでは1969年以来46年ぶりの均衡財政を達成した。2016年予算(2015年11月成立)でも、新規の国債発行をせずに歳出と歳入の均衡が達成され、歳出・歳入総額は3,169億ユーロとなっている。

(2) 2017年連邦予算及び中期財政計画のための基準値の概要

また、2016年3月23日に独連邦政府は、2017年連邦予算及び中期財政計画(2018年～2020年の3年間分)のための基準値を閣議決定した。ポイントとしては、

- ① 2017年連邦予算、及び、2020年までの全ての財政計画年において、新規公債発行は見込まない点、
- ② 難民関連予算については、2017年連邦予算において追加的に約100億ユーロの増を見込んでいる点、
- ③ 連帯のための費用(低所得者のための公営住宅建設等)、国防省予算の増額(2017年に366億ユーロ(前年比+17億ユーロ)、2020年に391億ユーロ)、ODA対GDP比率の増、教育・研究・インフラ費用の増などを見込む点、
- ④ こうした予算増については、好調なドイツ経済による税収増を背景として、新規公債発行なしで対応することが可能と見込む点、

が挙げられる。なお、2017年政府予算案及び2018年～2020年の中期財政計画については、2016年7月6日に閣議決定される見通しである。

(注) 基準値とは、予算編成の前に、閣議決定によって示される予算案の歳出・歳入の上限値のこと。2011年に施行された基本法の債務抑制規定(連邦政府の構造的

財政収支の赤字対GDP比を2016年より▲0.35%以内とするもの)を遵守するため、各省からの予算要求の積上げによるボトムアップではなく、トップダウンによって予算を編成することを目的に導入された。なお、中期財政計画の期間(～2020年)中、連邦政府は引き続き均衡予算を達成し、新たな借入れは行わない見込み。

(3) 財政収支目標の達成

ドイツでは2009年7月のドイツ連邦基本法(憲法)改正により、連邦及び州政府の財政収支を原則均衡させること、連邦政府について、構造的財政赤字対GDP比を▲0.35%以内にする事、州政府について、構造的財政赤字を認めないことを規定する債務抑制条項(通称「債務ブレーキ」)を導入(ドイツ基本法109条・115条)、連邦は2015年末までに、州は2019年末までに当該条項を満たすこととされている(ドイツ基本法143 d条)。「2016年安定化プログラム」によれば、2015年の連邦政府の構造的財政収支対GDP比は0.14%の黒字とされており、憲法で求められる基準を満たすこととなる。

また、もう一つの指標である「マーストリヒト基準」では、一般政府財政赤字(対GDP比)が▲3.0%以内、一般政府債務残高(対GDP比)が60%以内とされている。2016年安定化プログラムによれば、ドイツの2015年の一般政府財政収支(対GDP比)は0.7%の黒字となっており、5年連続でフローの基準を満たしている。他方、一般政府債務残高(対GDP比)については、マーストリヒト基準のストック目標達成に向けて、2016年末までに70%以下とし、遅くとも2023年末までに60%以下とする目標を掲げている。「2016年安定化プログラム」によれば、2016年には68.25%、2020年には59.5%と見積もられており、ストック目標についても達成される見通しが示されている。

2020年までの中期財政計画 ※ドイツの会計年度は毎年1月～12月

	2015年 (確定値)	2016年 (予定)	2017年 (予算基準値)	2018年 (計画)	2019年 (計画)	2020年 (計画)
歳入	3,114	3,169	3,255	3,263	3,421	3,468
歳出 (うち税収)	3,114 (2,817)	3,169 (2,881)	3,255 (2,994)	3,263 (3,129)	3,421 (3,252)	3,468 (3,367)

(出典) ドイツ連邦財務省

単位: 億ユーロ

経済・財政指標

	2015年	2016年 (予算)	2017年 (見積り)	2018年 (見積り)	2019年 (見積り)	2020年 (見積り)
実質経済成長率	1.7%	1.7%	1.5%	1.6%	1.6%	1.6%
連邦政府 構造的財政収支 (対GDP比)	0.14%	▲0.20%	▲0.06%	▲0.04%	▲0.02%	▲0.03%
一般政府財政収支 (対GDP比)	0.7%	0%	0%	0%	0%	0%
一般政府債務残高 (対GDP比)	71.2%	68.25%	65.75%	63.5%	61.25%	59.5%

(出典) ドイツ連邦財務省「2016年安定化プログラム」

II. 税制改正・税制改革に係る動き

2015年3月27日に連邦政府により提出された「ゼロ税率適用限度額、児童控除額、児童手当額並びに児童追加手当を引き上げる法律 (Gesetz zur Anhebung des Grundfreibetrags, des Kinderfreibetrags, des Kindergeldes und des Kinderzuschlags)」は、同年6月の連邦議会、同年7月の連邦参議院による承認を経て、2015年7月10日に成立した。また、8月には課税手続きの近代化に関する法律の財務省草案の提出、12月には新日・独租税協定の署名を行っている。さらに現在、「相続・贈与税法の連邦憲法裁判所判決への適応にむけた法案 (Entwurf eines Gesetzes zur Anpassung des Erbschaftsteuer- und Schenkungsteuergesetzes an die Rechtsprechung des Bundesverfassungsgerichts)」について議会で審議が行われている。以下では、主要な税制改正や改革案について記述する。

1. 冷たい累進緩和：ゼロ税率適用限度額、児童控除や児童手当の改正

連邦参議院は、2015年7月に子育て世帯に対する給付に関

して必要な調整に合意し、ゼロ税率適用限度額、児童控除額および児童手当について、最低限の生活を確保するために必要な水準までの引上げを決議した。引上げは、2015年1月1日に遡及した引上げと2016年1月1日以降の引上げの二段階にわたって実施される。母子／父子世帯の世帯主に対する負担軽減控除額は2015年1月1日以降600ユーロ引き上げられた。低所得者層に属する世帯に対する児童加算金は毎月20ユーロ引き上げられている。改正内容と、改正による増減収見積額は以下の通り。

増減収見積額 (単位：億ユーロ)

	平年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
総税収	▲37.45	▲16.65	▲35.10	▲37.45	▲38.00	▲38.25
うち連邦	▲17.75	▲7.43	▲16.22	▲17.73	▲17.98	▲18.14

2. 課税手続きの近代化に関する法律の財務省草案提出

連邦財務省は2015年8月27日、課税手続きの近代化に関する法律の財務省草案を、意見募集を目的として各種団体に送致した。法案は、2014年秋に最初のディスカッションペーパーを提出した、連邦と各州から構成される作業部会の成果

改正内容

子育て世帯に対する給付のパッケージ			
助成の種類	従来	2015年1月1日	2016年以降
ゼロ税率適用限度額	8,354ユーロ	8,472ユーロ	8,652ユーロ
児童控除額 ^{※1}	7,008ユーロ	7,152ユーロ	7,248ユーロ
児童手当 (月額。第一子及び第二子)	184ユーロ	188ユーロ	190ユーロ
児童手当 (月額。第三子)	190ユーロ	194ユーロ	196ユーロ
児童手当 (月額。第四子以降)	215ユーロ	219ユーロ	221ユーロ
低所得者に対する月額児童追加手当 (上限額) ^{※2}	140ユーロ	140ユーロ	160ユーロ
母子／父子世帯に対する負担軽減控除額 (子女一人)	1,308ユーロ	1,908ユーロ	1,908ユーロ
逆累進課税効果の削減	調整なし	調整なし	税率表の上限側への調整 (1.48%)

※1 保育及び養育または教育のための控除額を含む。

※2 2016年7月1日から引き上げ。

物をベースとしている。加速するグローバル化およびデジタル化、ならびに人口動態の税務行政に与える影響の観点から、課税手続きを近代化し、行政および納税者にとっての効率性が向上するような法律の策定が求められるとされる。この目的の実現のため、連邦財務省は、租税通則法上ならびに16にわたる個別税法および規則の中での、技術的、組織的、法的な形での抜本的な改正を提案しており、上述の児童控除や児童手当の給付手続きも恩恵を受けることになる。連邦財務省は法案公表に際して、同法については今後5年から6年にわたって数々の補則措置（通達）を通じての補強を予告している。法律自体は原則として2017年1月1日に施行される予定。

3. 新日・独租税協定の署名

2015年12月17日、東京において、武藤容治外務副大臣及びハンス・カール・フライヘア・フォン・ヴェアテルン駐日ドイツ大使（H.E. Dr. Hans Carl Freiherr von Werthern）との間で、「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」（新日・独租税協定）の署名が行われた。この新協定は、1967年に発効（1980年及び1984年に一部改正が発効）した「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」に代わるものとなる。

主な内容として以下がある。

- (1) 2010年にOECDモデル租税条約が改正されたことを踏まえ、外国企業・非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税について、本支店間の取引に関して独立企業原則をより厳格に適用し、本支店間の内部取引を網羅的に認識して恒久的施設に帰属する利得を計算する規定に改正
- (2) 投資所得（配当、利子及び使用料）に関しては、源泉地国における課税を更に軽減又は免除 等

4. 相続税制、特に事業承継税制の改正案が審議中

2014年12月の憲法裁判所判決により、2009年相続税において導入された事業資産に対する特別措置現行が平等原則に反するとされた。本判決は2016年6月30日までに該当規定が改正されなければならないことを判じており、以下の内容を持つ法案が審議されている。

- ・管理資産概念の変更
- ・小規模企業対策としての給与総額規定適用従業員数の縮小
- ・大規模事業資産収入に対する救済必要性テストの導入
- ・大規模事業資産収入に対する優遇割引率通減モデル（Abschmelzモデル）の導入 等

もっとも、2015年6月に法案が提出されて以降、法案審理はSPDの反対等の困難を抱えており、期限となる6月30日までに可決される見通しが立つかは不明である。

増減収見積額

（単位：億ユーロ）

	平年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
総収	20.0	1.0	8.5	14.5	17.5	20.0
うち州	20.0	1.0	8.5	14.5	17.5	20.0

V. フランス

I. 最近の税制改正を巡る状況

1. 政治

2016年2月、内閣改造が行われ、退任が決まっていたローラン・ファビウス外務・国際開発大臣の後任にジャン＝マルク・エロー前首相が起用される等、4閣僚が交代した。一方、マニュエル・ヴァルス首相のほか、ミシェル・サパン財務・公会計大臣やエマニュエル・マクロン経済・産業・デジタル担当大臣等、主要閣僚はほぼ留任しており、小幅な改革にとどまっている。企業及び家計の負担を軽減する「責任協定・連帯協定」を推進するというオランダ政権の基本スタンスは変わらず、今後も法人税率の段階的な引下げや法人連帯社会税の廃止が予定されている。

オランダ大統領は2017年の大統領選で再選を目指しているが、雇用改善の遅れ等の批判を受け、支持率の低迷に苦しんでいる。2015年3月に行われた県議会議員選挙においては、サルコジ前大統領率いる国民運動連合（UMP）と独立民主同盟（UDI）からなる野党が大勝し、政権与党である社会党は大きく議席を減らす結果となった。また、同年12月に行われた地方議会選挙では、13地方のうち、サルコジ前大統領率いる共和党（旧国民運動連合）が7地方で勝利し、社会党が掌握したのは5地方にとどまった。（2010年の前回の地方議会選挙では、社会党は22地方のうち21地方で勝利している。）2015年1月のシャルリー・エブド社襲撃事件や同年11月のパリ同時多発テロ事件の直後には一時的な回復を示したものの、2016年5月の世論調査によれば、オランダ大統領の支持率は過去最低に落ち込んでおり、大統領選挙を控え、社会党による政権運営はより厳しいものになることが予想される。

2. 経済

2016年予算法案における実質GDP成長率は2015年に1.0%、2016年に1.5%と予測されていたところ、2016年4月13日に公表された仏政府の経済・財政見通し（「安定化プログラム2016-2019」）においては、2016年・2017年の実質GDP成長率はそれぞれ1.5%と従前の見通しが据え置かれた。なお、2015年の実質GDP成長率は1.2%とされており、見通し以上の成長が実現されている。

同プログラムは、2016年のインフレ率を0.1%と予測し、

従前の見通し（1.0%）から大幅に下方修正している。これを受け、サパン財務・公会計大臣は、インフレ率見通しの大幅低下による歳入減及び歳出削減効果減に加え、年初に発表した緊急雇用対策及び農業対策等の財源が必要なため、2016年に38億ユーロ、2017年に50億ユーロの追加財政赤字削減措置を実施すると発表している。

失業率も高い水準で推移しており、国立経済統計研究所公表資料によれば、2015年第4四半期の失業率は10.0%となっている。

3. 財政

財政収支については、2016年予算法の中で、対GDP比で2015年▲3.8%、2016年▲3.3%と従前の見通しを維持した上で、2017年に▲2.7%と財政収支目標（対GDP比▲3.0%以内）を達成できる見通しとされている。2016年4月の「安定化プログラム2016-2019」においては、2015年の財政収支見通しが対GDP比▲3.5%へと改善されることとした上で、欧州財政協定で中期目標とされている、景気動向を考慮した構造的財政収支の収支目標（対GDP比▲0.5%以内）は2018年に達成する見込みとされた。

同プログラムは、公的債務残高については、2017年をピーク（対GDP比96.5%）に減少していく見通しとしている。「責任・連帯協定」及び歳出削減（2015年～2017年の3年間で500億ユーロ（ベースライン比））の結果、国民負担率及び公的歳出規模の逡減が見込まれている。

・「安定化プログラム2016-2019」における見通し（2016年4月13日発表）

	2015	2016	2017	2018	2019
経済成長率 (%)	1.2	1.5	1.5	1.75	1.9
インフレ率 (%)	0.0	0.1	1.0	1.4	1.75
財政収支 (対GDP比, %)	▲3.5	▲3.3	▲2.7	▲1.9	▲1.2
構造的財政赤字 (同上)	▲1.6	▲1.3	▲0.8	▲0.3	0.0
構造的財政赤字改善 (同上)	0.4	0.4	0.5	0.5	0.3
公的債務残高 (同上)	95.7	96.2	96.5	95.4	93.3

II. 税制改正 (主要な措置)

2016年予算法（2015年9月30日閣議決定、12月29日成立）
 <所得税関連>

(1) 低所得者帯にかかる所得税減税

【減収額：▲約21億ユーロ】

・下記の2措置により、800万世帯が恩恵を受け（うち300万世帯は2014年・2015年の所得税減税による恩恵が無かった層）、うち50万世帯が所得税の支払を免れる見込み。

○低所得者税額控除の拡充

改正前
算出所得税額が1,135ユーロ未満（世帯の場合は1,870ユーロ未満）の場合、算出税額と1,135ユーロ（世帯の場合は1,870ユーロ）との差額を算出税額から控除可能

↓

改正後
算出所得税額が 1,553ユーロ未満 （世帯の場合は 2,560ユーロ未満 ）の場合、 算出税額の75%と1,165ユーロ （世帯の場合は 1,920ユーロ ）との差額を算出税額から控除可能

○所得税税率表のインデクセーション (+0.1%)

改正前		
9,690€以下		0%
9,690€超	26,764€以下	14%
26,764€超	71,754€以下	30%
71,754€超	151,956€以下	41%
151,956€超		45%

↓

改正後		
9,700€以下		0%
9,700€超	26,791€以下	14%
26,791€超	71,826€以下	30%
71,826€超	152,108€以下	41%
152,108€超		45%

(2) (所得税源泉徴収導入に備えた) 電子申告の段階的一般化 (義務化)

・2018年1月から予定されている所得税の源泉徴収導入に並行する措置として、インターネット回線を備えた納税者 (世帯) に対する電子申告の一般化 (義務化) を2016年～2019年の4年間にかけて段階的に実施。なお、インターネット回線を備えていない納税者に対しては、従来通り紙媒体での申告を認める。また、納税者 (世帯) の納税についても、一定額以上のものは段階的に電子納税を義務化していく。これらの措置による歳入削減効果は年間6,850万ユーロの見込み。

(注) 2016年現在、フランスは先進7か国で唯一所得税の源泉徴収を導入していない。

(電子申告実施スケジュール)

	参照課税所得	インターネットによる申告者 (世帯) の増加数見込 (累計)
2016年	40,000ユーロ以上	200万
2017年	28,000ユーロ以上	400万
2018年	15,000ユーロ以上	900万
2019年		全申告者 (世帯)

※参照課税所得とは、前々年の課税所得に一部の所得控除 (配当収入にかかる控除等) を加算して戻したものの。

(電子納税実施スケジュール)

	電子納税が義務化される納税額
2016年	10,000ユーロ以上
2017年	2,000ユーロ以上
2018年	1,000ユーロ以上
2019年	300ユーロ以上

※現在でも30,000ユーロ以上の納税については、電子支払が義務化されている。

<消費税関連>

(3) EU域内の越境取引にかかるVAT免税点の引下げ

【増収額：約500万ユーロ】

・EU域内の国外事業者がフランスの消費者に対して行う越境取引については、年間10万ユーロを超える取引につきフランスの付加価値税の課税対象とされているところ、他の加盟国の免税点（その多くが3.5万ユーロ）との平仄を踏まえ、免税点を10万ユーロから3.5万ユーロに引き下げる。

2016年社会保障予算法（2015年10月7日閣議決定、12月21日成立）

○法人連帯社会税の控除額の拡大

改正前
株式会社・有限会社等の売上高から325万ユーロを控除した額の0.16%を税額とする

↓

改正後
株式会社・有限会社等の売上高から 1,900万ユーロ を控除した額の0.16%を税額とする

※法人連帯社会税は2017年以降、廃止される予定。

(参考) 法人税付加税の廃止

従来、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税（法人税額の5%）が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期されていた（2014年以降の税率は法人税額の10.7%）。2016年以降、法人税付加税は課されない。